

平成 30 年 7 月豪雨により被災した生徒への修学支援について

1. 高等学校就学支援金及び広島県高校生等奨学給付金の手続きについて

(1) 申請書類の提出について

- ・被災し、提出が困難な生徒
→被災の状況に応じて柔軟な対応を行います。学校までお問い合わせください。
- ・その他の生徒
→提出期限の変更はありません。申請書類を速やかに本校まで御提出ください。

(2) 課税証明書等の取扱いについて

被災により、市町村が課税証明書等を発行できないなどの理由で申請書類が提出できない場合は、申請書のみを先に提出し、課税証明書等は後日、学校まで提出してください。

2. 授業料の減免について

就学支援金の対象とならない生徒が被災した場合は、授業料減免の対象となる場合があります。

(1) 被災による授業料減免

<全額免除>

- ・災害等によって、保護者の住家が全半壊、流失（一部を含む）若しくは全半焼した場合
- ・事業収入に影響がある場合で、世帯の総収入に占める事業収入の割合が2分の1以上で、災害等による被害の程度が事業収入を超えると認められる場合

<半額免除>

- ・災害等によって保護者の住家が床上浸水した場合
- ・事業収入に影響がある場合で、世帯の総収入に占める事業収入の割合が2分の1以上で、災害等による被害の程度が事業収入の2分の1以上と認められる場合

(2) 家計急変による授業料減免

今後、収入が著しく減じたため家計が急変し、保護者等の道府県民税所得割及び市民村民税所得割額の合算額の見込みが85,500円（年収350万円程度）未満となる場合

その他、詳しくは広島国泰寺高等学校事務室までお問い合わせください。

広島国泰寺高等学校：(082) - 241-1537